

登録商標「空手道極真館」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 22(行ケ)10343・平成 23 年 12 月 22 日（2 部）判決<棄却>⇒G-89

【キーワード】

商標法 4 条 1 項 8 号・10 号・15 号・19 号，第 1 次審決（不成立）⇒第 1 次判決（審決取消・確定），第 2 次審決（不成立）⇒第 2 次判決（本件）／／著名人の相続人（他人），著名な略称，周知標章，商標の類似，出所の混同のおそれ，不正の目的

【事実の概要】

本件は，被告が登録を受けた商標権につき、原告の無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

争点は，①本件商標が他人の著名な略称を含むか否か（商標法 4 条 1 項 8 号），②本件商標が他人の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標等と類似するか否か（同項 10 号），③本件商標につき他人の業務に係る商品等と混同を生ずるおそれがあるか否か（同項 15 号），④本件商標が他人の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標と類似し，不正の目的をもって使用されるものであるか否か（同項 19 号）である。

1 特許庁における手続の経緯

被告 Y は，平成 14 年 10 月 22 日，標準文字で「空手道極真館」と表して成り，別紙指定商品・指定役務目録記載の商品及び役務を指定商品・指定役務とする商標（本件商標）につき，登録出願し，特許庁から平成 16 年 2 月 18 日に登録査定を，同年 3 月 12 日に設定登録を受けた（登録第 4755605 号）。

原告 X は，平成 19 年 9 月 21 日，本件商標につき，第 25 類の指定商品及び第 41 類の指定役務の全部に関して，商標法 4 条 1 項 8 号，10 号，15 号及び 19 号に該当するとの理由で無効審判請求をしたところ（無効 2007-890156 号），特許庁は，平成 20 年 7 月 23 日，原告の上記請求は成り立たないとの審決をした（第一次審決）。

そこで，原告が第一次審決の取消しを求めて知的財産高等裁判所に訴えを提起したところ（平成 20 年（行ケ）第 10323 号），同裁判所は，平成 21 年 10 月 30 日，商標法 4 条 1 項 8 号等の該当性に係る審決の判断には誤りがあるとして，第一次審決を取り消す旨の判決をし（第一次判決），この判決は確定した。

特許庁は，その後，さらに審理をした上で，平成 22 年 9 月 28 日，再度原告の請求を不成立とする第二次審決（以下「審決」というときは，特に断らない限り，この第二次審決を指す。）をし，その謄本は同年 10 月 7 日に原告に

送達された。

2 原告主張の無効理由

(1) 「極真」の語は、A（A）が創設し主宰していた団体「極真会館」ないし「極真会」、Aが創設した空手道の流派「極真空手」の略称あるいは後記引用商標の略称として、空手及び格闘技に興味がある需要者の間で著名であるところ、本件商標の要部は「極真」の文字部分にあり、本件商標は上記の著名な略称を含む。そうすると、本件商標は商標法4条1項8号に当たる。

(2) 下記引用商標AないしDは、空手及び格闘技に興味がある需要者の間で、Aが創設・主宰が主宰していた団体「極真会館」ないし「極真会」、Aが創設した空手道の流派「極真空手」の業務に係る商品、役務を示すものとして広く認識されている。また、本件商標の要部は「極真」の文字部分にあるところ、本件商標と上記引用商標は類似し、その指定商品・指定役務も類似する。したがって、本件商標は商標法4条1項10号に当たる。

【引用商標A】



- ・登録第3370400号
登録日 平成10年10月9日
無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日
- ・登録第4027344号
登録日 平成9年7月11日
無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日

【引用商標B】

KYOKUSHIN

- ・登録第4027345号
登録日 平成9年7月11日
無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日
- ・登録第4038439号
登録日 平成9年8月1日
無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日

【引用商標C】

極真会館

登録第4027346号

登録日 平成9年7月11日

無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日

【引用商標D】

極真空手 KYOKUSHIN KARATE

登録第4041083号

登録日 平成9年8月8日

無効審決確定による消滅日 平成19年6月28日

(3) 本件商標と前記(2)の引用商標は、自他の業務に係る商品・役務と誤認混同を生ずるおそれがあり、したがって本件商標は商標法4条1項15号に当たる。

(4) 前記(2)の引用商標は、空手及び格闘技に興味がある需要者の間で、Aが創設・主宰していた団体「極真会館」ないし「極真会」、Aが創設した空手道の流派「極真空手」の業務に係る商品、役務を示すものとして広く認識されている。また、本件商標は上記引用商標と類似する。そして、被告は、Aの高弟の一人にすぎないにもかかわらず、自己の名義で本件商標を出願し、その登録を受けたものであって、その出願経緯がBことBによる「極真空手」に関連する商標の出願経緯と実質的に同様であることにも照らせば、本件商標の登録は、商標法が予定する商標秩序を乱し、公正な取引秩序を害し、公序良俗に反する。したがって、被告は不正の目的をもって本件商標を使用するものであって、本件商標は商標法4条1項19号に当たる。

3 審決の理由の要点

(1) そもそも本件商標は「極真会館」の語を含むものではないし、「極真」の語は、かつてはAが創始した空手の一流派である「極真空手」の略称であるとはいえ、他人の氏名等や著名な略称であるとはいえない。Aの生前においては、「極真」の語は上記「極真空手」ないしAが設立した「国際空手道連盟極真会館」の略称「極真会館」を指すものとして、空手に関心を有する者を中心に我が国において広く知られていたものと認められるが、A死亡後の分派により、本件商標の登録査定時（平成16年2月18日）には、特定の者又は団体を示すものとして需要者の間で広く知られているものとは認められない。また、商標法4条1項8号にいう「他人」を自然人たるAと特定するとしても、Aの死亡後は、同人の保護すべき人格的利益は消滅した。したがって、本件商標は商標法4条1項8号に当たらない。

(2) 本件商標の登録査定時において引用商標は特定の者又は団体の業務に係

る商品又は役務を表示するものとして需要者の間で広く知られているものとは認められず、また本件商標と引用商標とはその外観が明らかに相違し、称呼、観念が類似しないから、両商標は類似しない。したがって、本件商標は商標法4条1項10号に当たらない。

(3) 本件商標の登録査定時において引用商標は、原告らが行う空手道の教授及び空手道着に使用するものとして需要者の間で広く知られているものとは認められず、また被告が本件商標をその指定商品、指定役務につき使用しても、原告又は原告と何らかの関連を有する者の業務に係る商品又は役務とその出所につき混同を生ずるおそれはない。したがって、本件商標は商標法4条1項15号に当たらない。

(4) 本件商標の出願時及び登録査定時において、引用商標「極真会」等は需要者の間で広く認識されておらず、また本件商標と引用商標とは類似しない。そして、Aの死亡後の分派の事情や空手道の流派「極真空手」に関連する商標を巡って分派間で争いが生じたことなどを考慮すれば、本件商標が「不正の目的」をもって使用されるものともいうことはできない。したがって、本件商標は商標法4条1項19号に当たらない。

【判 断】

1 取消事由1（審理不尽等）について

第一次判決（甲104）は、商標法4条1項8号に関し、原告自身又は団体「極真会館」が同号にいう「他人」に当たることを前提とし、原告が同号の主張をしているものと解して、第一次審決が原告自身又は原告が運営する団体「極真会館」自体が同号の著名性を有するか否かを判断しなかったことをもって審理不尽と評価し、また、同項10号、15号、19号該当性についても、本件商標の出願時及び登録査定時における、原告自身又は原告が運営する『極真会館』という団体の周知性やそれらの業務に係る商標と本件商標との類否などに第一次審決の審理不尽があると評価し、これらにつき再度審理判断を要するとしたものである。

これを受けた審決は、本件商標の同項8号該当性に関し、Aの死亡後はその略称について同号に該当する余地はないと説示し、また、Aの死亡後の極真空手の分派状況及び極真空手に関連する商標の出願状況等に係る18頁までの詳細な事実認定を基礎にして、「極真」の語は同号にいう「他人の氏名若しくは名称」にも「これらの著名な略称」にも当たらないと判断したものであり、この判断は本件商標の登録査定時についてのものであることが明らかである（19頁）。この判断は第一次判決の拘束力に従ったものであり、そこに拘束力違背はないし、審理不尽の違法も存しない。

また、審決は、本件商標の同項10号等の周知性の判断に関しても、Aの

死亡後の極真空手の分派状況及び極真空手に関連する商標の出願状況等に係る事実認定（12～18頁）を基礎に、本件商標の登録査定時において、「極真」の語も引用商標Cないし名称「極真会館」も、特定の者や団体の名称又は略称として需要者に広く知られていたとは認められず、引用商標A、B、Dも同様である旨説示したものであるから（19、20頁）、上記各号の無効理由に関しても、審決に第一次判決の拘束力違背はないし、審理不尽の違法も存しない。

そして、審決時まで提出された主張及び証拠では不十分であるとは認められないし、本件商標の登録査定後に発行等がされたことの一事をもって極真空手の分派状況等を裏付ける証拠として使用することができないわけではなく、審決が不適切な証拠を用いて事実認定をしたとも認められない。

ほかに、審決に審理不尽の違法があるとは認められないから、原告が主張する取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（「極真」の語の著名性判断の誤り）について

審決は、Aの死亡後の極真空手の分派状況及び極真空手に関連する商標の出願状況等を基礎にして、本件商標の登録査定時、「極真」の語は商標法4条1項8号にいう「著名な略称」に当たらないと説示したものであるが、原告は、上記当時、「極真」の語は原告が運営する団体「極真会館」の略称として著名であったなどと主張する。

しかしながら、証拠（甲16、19、20、36、37、47、48、53、55、56、58、59、64、74、85、95、97の7、8、甲98、99、103、乙71、72）及び弁論の全趣旨によれば、Aの死後、同人が創設した団体「極真会館」の運営を巡って対立が生じ、D派やE派等の複数の団体（派閥、流派）に分裂したこと、各団体はAが生前主宰していた空手道の「極真空手」を承継するなど標榜して、独自に「極真」の語を含む標章を使用して空手の教授等に関する活動を行ってきたことが認められる。

そして、「極真空手」に関連する商標の出願状況、商標登録の有効・無効や権利行使を巡る係争の状況等にも照らせば（甲3、4、17、18、21～27、54、63、75、89～91）、本件商標の登録査定（平成16年2月18日）時、「極真」の語が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の略称として、空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で著名である、とまでいうことは困難である。

また、Aの生前、「極真」の語が、Aが創設した空手道場「極真会館」ないし同人が創始し、主宰していた空手道の流派「極真空手」の略称として、わが国の空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする需要者の間で著名であったとしても、Aの相続人にすぎない原告がかかる著

名性を当然に承継することになるものではないし、前記のとおり、Aが創設した団体は分裂、分派して、各団体がめいめい「極真空手」を承継するなどと標榜して活動している状況及びこの事実が広く知られている事実関係に照らすと、Aの死亡後である本件商標の登録査定時においても、「極真」の語が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の略称として著名であるとまでいうことはできない。そして、Aの死後に分派した流派が自己の団体ないし流派の略称として「極真」の語を使用してこなかったとしても、分派によって「極真」の語と特定の団体との結び付きが低下した事実が変わりはないから、上記結論に影響を及ぼすものではない。

このほかに、原告が主張する各種の事情を考慮しても、原告の前記主張を採用することはできず、審決の著名性判断に誤りはないから、原告の取消事由2は理由がない。

3 取消事由3（「極真」の語及び引用商標の周知性判断の誤り）について

前記2と同様に、Aの死後、同人が創設した団体「極真会館」の運営を巡って対立が生じ、D派やE派等の複数の団体に分裂し、各団体はAが生前主宰していた空手道の「極真空手」を承継するなどと標榜して、独自に「極真」の語を含む標章を使用して空手の教授等に関する活動を行なってきたものであるから、この事実が広く知られている事実関係にも照らすと、「極真」の語と原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」との結び付きは低下し、本件商標の登録査定時において、「極真」の語が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」を示すものとして、空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で広く認識されているということは困難である。

また、Aの生前からAや団体「極真会館」の支部長らが引用商標（登録が抹消される以前のものを含む。）を使用してきたとしても、上記分派が広く知られている状況に照らせば、本件商標の登録査定時、引用商標が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」を示すものとして、空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で広く認識されているということは困難である。

なお、本件商標の出願時においても、上記と異なる認定は導かれない。

そして、このほかに、原告が主張する各種の事情を考慮しても、「極真」の語又は引用商標の周知性をいう原告の主張を採用することはできず、審決の周知性判断に誤りはないから、原告の取消事由3は理由がない。

4 取消事由4（商標の類否判断の誤り等）について

(1) 前記3のとおり、本件商標の登録査定時、引用商標が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」を示すものとして、需要者

の間で広く認識されていたわけではないから（周知性），原告が主張する商標法4条1項10号，19号の無効理由は理由がないが，さらに進んで判断する。

(2) 本件商標は漢字「空手道極真館」を標準文字で横書きして成るところ，審決が説示するとおり，その構成文字に従って「カラテドウキョクシンカン」の称呼を生じるか，又はうち「空手道」は武道の一範疇を示す普通名称であることから，その余の構成部分が要部となって，「キョクシンカン」との称呼が生じる。本件商標のうち「極真館」の部分はまとまりよく記されているものと理解できるから，先頭の2字「極真」の部分と最後尾の「館」とに分けて称呼されるものではない。「空手道」の部分は普通名称であるが，「極真館」の部分は造語であるから，そこからは特定の観念が生じないが，本件商標から一武道である空手に関わる施設ないし団体である「極真館」程度の観念が生じる。

(3) 引用商標Aは，筆字風の縦書きで「極真会」と記して成るものであって，その構成文字から「キョクシンカイ」の称呼が生じる。また，「極真会」は造語であって，引用商標からは特定の観念が生じないか，団体であることを示す「会」が末尾にあることに着目して，運動特に空手に関係する団体である「極真会」程度の観念が生じる。

引用商標Bはゴシック体の欧文字（いずれも大文字）で「KYOKUSHIN」と横書きして成るものであって，その構成文字から「キョクシン」との称呼が生じる。また，「KYOKUSHIN」は造語であるから，引用商標Bからは特定の観念が生じないか，Aが創始した空手の流派「極真空手」を知る者であれば，上記流派の略称と認識し，上記流派の観念を生じる。

引用商標Cはゴシック体の漢字で「極真会館」と横書きして成るものであって，その構成文字から「キョクシンカイカン」との称呼が生じる。また，「極真会館」は造語であるから，引用商標Cからは特定の観念が生じないか，「会館」が建物を表す接尾語であることに着目し，Aが創始した空手の流派「極真空手」を知る者であれば，上記流派と関係する建物程度の観念を生じる。

引用商標Dはいずれもゴシック体で，上段に漢字「極真空手」，下段に欧文字（いずれも大文字）「KYOKUSHIN KARATE」と横書き（2段書き）で記して成る。引用商標Dからは，特に下段の欧文字部分のつづりに着目して，「キョクシンカラテ」との称呼が生じ，また，引用商標Bと同様に，引用商標Dからは特定の観念が生じないか，Aが創始した空手の流派「極真空手」を知る者であれば，上記流派ないしその空手のスタイルの観念を生じる。

(4) 上記(2)，(3)によれば，本件商標と引用商標とは，その文字構成が異なり，生じる観念も異なるものであるし，称呼も必ずしも類似しないから，両商標は類似しない。

したがって，審決の両商標の類否判断に誤りはない。

原告は，本件商標の構成部分である「極真館」から生じる称呼「キョクシン

カン」と引用商標Aから生じる称呼「キョクシンカイ」が類似すると主張するが、前者の最後尾の音「ン」は鼻音であり、後者の最後尾の音「イ」は独立した母音であるから、両称呼は明確に聞き分けることができ、両称呼は類似するものではない。

これらのほか、本件商標と引用商標が類似するとすべき取引の実情は認められないので、類否判断の誤りをいう原告の取消事由4は理由がない。

5 取消事由5（混同のおそれの判断の誤り）について

前記2、3のとおり、本件商標の登録査定時、「極真」の語が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」を示すものとして、空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で広く認識されているとか、これらの需要者の間で著名であるということは困難である。

また、前記4のとおり、本件商標の構成のうち「極真」の部分のみが要部であるということとはできない。

そして、本件商標から生じる観念や、Aが死亡した後の「極真空手」の各分派の活動状況等にもかんがみると、被告が本件商標をその指定商品、指定役務に使用したとしても、需要者において、「他人」たる原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」や同団体と何らかの関係を有する者の業務に係る商品、役務であるとの出所の混同が生じるおそれがあるとはいえない。

したがって、審決による出所の混同のおそれの判断の誤りをいう原告の取消事由5は理由がない。

6 取消事由6（不正の目的の認定判断の誤り）について

前記のとおりA死亡後の「極真空手」の各分派の状況等に照らすと、被告が本件商標をその指定商品、指定役務に使用したとしても、他人たる原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の業務に係るものであると需要者に誤認混同させたり、上記団体に損害を与える目的等があるとまではいえないから、被告による上記使用につき商標法4条1項19号所定の「不正の目的」があるとまではいえない。

したがって、審決による不正目的の認定判断の誤りをいう原告の取消事由6は理由がない。

7 小括

結局、原告が主張する商標法4条1項8号、10号、15号、19号の無効理由はいずれも理由がない。

結 論

以上によれば、原告が主張する取消事由はいずれも理由がないから、主文のとおり判決する。

指定商品・指定役務目録

第16類「事務用又は家庭用ののり及び接着剤，封ろう，印刷用インテル，活字，青写真複写機，あて名印刷機，印字用インクリボン，自動印紙はり付け機，事務用電動式ホッチキス，事務用封かん機，消印機，製図用具，タイプライター，チェックライター，謄写版，凸版複写機，文書細断機，郵便料金計器，輪転謄写機，マーキング用孔開型板，電気式鉛筆削り，装飾塗工用ブラシ，紙製幼児用おしめ，紙製包装用容器，家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，型紙，裁縫用チャコ，紙製のぼり，紙製旗，観賞魚用水槽及びその附属品，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ，荷札，印刷したくじ（おもちゃを除く。），紙製テーブルクロス，紙類，文房具類，印刷物，書画，写真，写真立て」

第25類「洋服，コート，セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽，和服，エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネッカチーフ，バンダナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い，ずきん，すげがさ，ナイトキャップ，ヘルメット，帽子，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。），靴合わせくぎ，靴くぎ，靴の引き手，靴びょう，靴保護金具，げた，草履類，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴（「乗馬靴」を除く。），乗馬靴」

第41類「空手の教授，その他の技芸・スポーツ又は知識の教授，当せん金付証券の発売，献体に関する情報の提供，献体の手配，セミナーの企画・運営又は開催，動物の調教，植物の供覧，動物の供覧，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，美術品の展示，庭園の供覧，洞窟の供覧，書籍の制作，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，映画の上映・制作又は配給，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏，放送番組の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組の制作における演出，映像機器・音声機器等の機器であって放送番組の制作のために使用されるものの操作，ゴルフの興行の企画・運営又は開催，相撲の興行の企画・運営又は開催，ボクシングの興行の企画・運営又は開催，野球の興行の企画・運営又は開催，サッカーの興行の企画・運営又は開催，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），競馬の企画・運営又は開催，競輪の企画・運営又は開催，競艇の企画・運営又は開催，小型自動車競走の企画・運営又は開催，音響用又は映像用のスタジオ

の提供，運動施設の提供，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，興行場の座席の手配，映画機械器具の貸与，映写フィルム^①の貸与，楽器の貸与，運動用具の貸与，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，図書の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，ネガフィルムの貸与，ポジフィルムの貸与，おもちゃの貸与，遊園地用機械器具の貸与，遊戯用器具の貸与，書画の貸与，写真の撮影，通訳，翻訳，カメラの貸与，光学機械器具の貸与，音声周波機械器具・映像周波機械器具・映写機及びその付属品の貸与，美術用モデルの提供，ニュースレポーターによる取材・報告」

【論 説】

1. この事件は根が深い。これは、TVの格闘技でお馴染みであった空手極真会総裁の大山倍達が、平成6年4月26日に死去した後に、その後継者間で起った商標登録問題であり、なぜ商標登録をすることになったのか、大山総裁門下の多くの高弟（支部長）間での後継争いとその分裂に相続問題がからんで大事件となったのである。しかし、ここでは弟子の1人であった被告が登録した商標に対する無効審判事件が、第1次審決（不成立）➡第1次判決（認容／審決取消）➡第2次審決（不成立）➡第2次判決（請求棄却）と辿った経緯についてのみ検討することにする。

本件の争点は、①法4条1項8号、②法4条1項10号、③法4条1項15号、④法4条1項19号の各規定への適用をめぐる攻防であったので、順を追って考えてみる。

2. 法4条1項8号について

原告は、「極真」の語は原告が運営する団体「極真会館」の略称として著名であったと主張した。これに対し裁判所は、原告の父親Aの死後は、同人が創設した団体「極真会館」の運営を巡って対立が生じ、D派、E派などの複数の団体に分裂し、各団体はAが生前主宰していた空手道の「極真空手」を承継するなど標榜し、独自の「極真」の語を含む標章を使用して空手の教授等に関係する活動を行なって来た。また、「極真空手」に関連する商標の出願状況や商標登録の権利行使を巡る係争の状況等に照らすと、本件商標の登録査定時（平成16年2月18日）に、「極真」の語がAの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の略称として、「本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で著名であるとまでいうことは困難である。」と認定した。

そして、Aの生前、「極真」の語が、Aが創設した空手道場「極真会館」ないし同人が創始し、主宰していた空手道の流派「極真空手」の略称として需要者間に著名であったとしても、Aの相続人に過ぎない原告がかかる著名性を当然に承継することになるものでもなく、またAの死後の本件商標の登録査定時に、「極真」の語が、Aの三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の略称として、著名であるとまではいえないと認定したのである。

3. 法4条1項10号について

また裁判所は、「極真」の語の周知性については、Aの死後に前記極真会館の運営を巡って対立が生じ、分裂し、それぞれが独自の「極真」の語を含む標章を使用して活動を行ってきた事実関係に照らすと、「極真」の語と原告が運営する団体「極真会館」との結びつきは低下したから、本件商標の登録査定時に、「極真」の語がAの三女の原告が運営する「極真会館」を示すものとして、

本件商標の指定商品や指定役務の需要者間で広く認識されているということは、困難であると認定したのである。

4. 法4条1項15号について

また裁判所は、本件商標と引用商標との類否については、文字構成が異なりかつ観念も異なり、称呼も必ずしも類似しないから、両商標は類似しないと判断し、審決の類否判断に誤りはないと判示した。

5. 法4条1項19号について

また裁判所は、被告が本件商標をその指定商品、指定役務に使用したとしても、需要者において、「他人」たる原告と何らかの関係を有する者の業務に係る商品、役務であるとの出所の混同が生じるおそれがあるとはいえないと判示した。

裁判所はまた、被告が本件商標を使用したとしても、他人たる原告の業務に係るものと需要者に誤認混同させたり、原告の団体に損害を与える目的等があるとまではいえないから、法4条1項19号の「不正の目的」があるとまではいえないと認定したのである。

6. 以上の各理由によって、本件登録商標は商標法4条1項の前記規定のいずれにも該当しないから、無効とされる理由はないと判断され、審決は妥当として取り消されなかったのである。

なお、G-89における登録商標「新極真会SHIN KYOKUSINKAI」は、知財高判平成21年10月30日事件であるが、この審決取消の判決によって差戻された特許庁審判部において、平成22年9月21日（無効2008-890036）に登録無効の審決により無効となったので、併せて参照されたい。

〔牛木 理一〕